

(現 行)

(改 定 後)

第一編 投言・投資一任業者

法令等遵守態勢の把握調査用チェックリスト

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 取締役会等による法令遵守体制の整備状況	4. 法令等遵守に係る基本となる方針の存在チェック	<p>基本となる方針等の存在チェック</p> <p>① 「法令等遵守（コンプライアンス）」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役会において策定しているか。</p> <p>② 役員等に基本となる方針の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記【参考】に掲げる書類等を役員等に対して周知徹底しているか。</p> <p>③ 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>④ 基本となる方針は、単に倫理規程ことまらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。</p> <p>【参考】 「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」 「投資言也協会 業務規程」 「投資言也協会 受益証券等の直接募集・解約等に関する基準」 「投資言也協会 受益証券の基準確度の算定について」 「投資言也協会 証券投資言也の収益分配等に関する規程」 「投資言也協会 部会申し合せ・運用に関する事項」 「日本証券投資言也協会 広告、勧誘等に関する自主規制基準」 「日本証券投資言也協会 内部取引の未然防止についてのガイドライン」 「日本証券投資言也協会 業務運営に当たり留意すべき基準について」 「日本証券投資言也協会 業務規程の体制作成に関する自主規制基準」</p>	
V. 投言・投資一任業者とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	<p>(1) 共通</p> <p>① 投資言也及び投資法人に関する法律</p> <p>② 有価証券に係る投資言也業の規制等に関する法律</p> <p>③ 証券取引法</p> <p>④ 外国証券業者に関する法律</p> <p>⑤ 金融商品の販売等に関する法律</p>	

第一編 投言・投資一任業者

法令等遵守態勢の把握調査用チェックリスト

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 取締役会等による法令遵守体制の整備状況	4. 法令等遵守に係る基本となる方針の存在チェック	<p>基本となる方針等の存在チェック</p> <p>① 「法令等遵守（コンプライアンス）」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役会において策定しているか。</p> <p>② 役員等に基本となる方針の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記【参考】に掲げる書類等を役員等に対して周知徹底しているか。</p> <p>③ 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>④ 基本となる方針は、単に倫理規程ことまらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。</p> <p>【参考】 「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」 「投資言也協会 業務規程」 「投資言也協会 受益証券等の直接募集及び解約等に関する規程」 「投資言也協会 投資言也の収益分配等に関する規程」 「投資言也協会 投資言也等の運用に関する規程」 「日本証券投資言也協会 広告、勧誘等に関する自主規制基準」 「日本証券投資言也協会 内部取引の未然防止についてのガイドライン」 「日本証券投資言也協会 業務運営に当たり留意すべき基準について」 「日本証券投資言也協会 業務規程の体制作成に関する自主規制基準」</p>	
V. 投言・投資一任業者とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	<p>(1) 共通</p> <p>① 投資言也及び投資法人に関する法律</p> <p>② 有価証券に係る投資言也業の規制等に関する法律</p> <p>③ 証券取引法</p> <p>④ 外国証券業者に関する法律</p> <p>⑤ 金融商品の販売等に関する法律</p>	

(現 行)

(改 定 後)

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		⑥ 消費者契約法 ⑦ 株券等の保管及び振替に関する法律 (新設) ⑧ 金融先物取引法 ⑨ 資産の流動化に関する法律 ⑩ 銀行法 ⑪ 保険業法 ⑫ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ⑬ 貸金業の規制等に関する法律 ⑭ 抵当証券法 ⑮ 抵当証券業の規制等に関する法律 ⑯ 不動産特定共同事業法 ⑰ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ⑱ 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律 ⑲ 信託法 ⑳ 信託業法 ㉑ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 ㉒ 担保物件質取法 ㉓ 確定拠出年金法 ㉔ 厚生年金保険法 ㉕ 確定拠出企業年金法 ㉖ 各種共済組合法 (2) 政令・府令・告示 (3) 投資信託協会及び日本証券投資顧問業協会の定める諸規則	
	4. 法規制の概要 (その他商取引)	(1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪 (商法第486条第1項)・背任罪 (刑法第247条)・業務上横領罪 (刑法第253条) (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (6) 金融機関等による本人の意思に関する法律 (投資業者のみ適用) (新設)	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		⑥ 消費者契約法 ⑦ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑧ 社債等の振替に関する法律 ⑨ 金融先物取引法 ⑩ 資産の流動化に関する法律 ⑪ 銀行法 ⑫ 保険業法 ⑬ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ⑭ 貸金業の規制等に関する法律 ⑮ 抵当証券法 ⑯ 抵当証券業の規制等に関する法律 ⑰ 不動産特定共同事業法 (削除) ⑱ 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律 ⑲ 信託法 ⑳ 信託業法 ㉑ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 ㉒ 担保物件質取法 ㉓ 確定拠出年金法 ㉔ 厚生年金保険法 ㉕ 確定拠出企業年金法 ㉖ 各種共済組合法 (2) 政令・府令・告示 (3) 投資信託協会及び日本証券投資顧問業協会の定める諸規則	
	4. 法規制の概要 (その他商取引)	(1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪 (商法第486条第1項)・背任罪 (刑法第247条)・業務上横領罪 (刑法第253条) (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (6) 金融機関等による顧客等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 (投資業者のみ適用) (7) 個人情報の取扱いに関する法律	

(現 行)

(改 定 後)

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	5. 「債務の健全性」に関する法規制	(1) 最低資本の額 (投資法第9条、投資法施行令第10条、顧問業法第27条及び顧問業法施行規則第27条の2) (2) 資産の健全性 (投資法第42条第1項第1号本文)	
	7-1 投資法の規制 (「業務」関連)	(1) 業務の方法等の変更に係る認可 (投資法第10条の2) (2) 資本の額の増減や商号の変更等の届出 (投資法第10条の3) (新設) (3) 標識の掲示 (投資法第11条及び投資法施行規則第20条) (4) 名義貸しの禁止 (投資法第12条) (5) 取締役の報酬制限 (投資法第13条及び投資法施行規則第22条) (6) 投資信託の募集内容の届出 (投資法第20条) (7) 投資信託の募集内容の変更等の届出 (投資法第29条) (8) 投資信託の募集の届出 (投資法第31条) (9) 投資信託の募集業者が兼業できる業務の範囲 (投資法第34条の10) (10) 投資信託の募集業者の兼業の制限 (投資法第34条の11)	
	7-5 投資法の規制 (「運用」関連)	(1) 特定資産の限定 (投資法第2条) (2) 投資信託の募集に係る行為の制限 (投資法第15条) (3) 同一法人の発行する株式の取得割合 (50%制限) (投資法第16条) (4) 全ての投資信託の募集の全ての指図権限の行使の禁止 (投資法第17条) (5) 議決権等の行使 (投資法第22条) (6) 投資法人に対する義務 (投資法第34条の2) (7) 投資法人資産運用業に係る行為の制限 (投資法第34条の3) (8) 投資法人から委託された権限の再委託等 (投資法第34条の5) (9) 投資信託の募集及び投資法人資産運用業以外の業務を営む場合の行為の制限 (投資法第34条の12~第34条の15) (10) 自己勘定による自社投資の買付けの禁止 (当初設定時、商品性維持及び余資産運用の場合等を除く。) (投資法第34条の13)	
	7-7 投資信託の募集における禁止行為 (投資法第15条及び投資法施行規則第27条関係)	(1) 自己 (その取締役を含む。) と投資信託の募集の間の取引の禁止 (第1項第1号) (2) 投資信託の募集 (現物、先物) 相互間の取引の禁止 (第1項第2号) (3) 投資信託の募集と投資法人間の取引の禁止 (第1項第3号) (4) 第三者の利益目的の正当な根拠を有しない取引の禁止 (第1項第4号) (5) 通常の取引の条件と異なる条件での取引の禁止 (第1項第5号) (6) 受益者以外の者と投資信託の募集の間の利益相反 (第1項第6号)	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	5. 「債務の健全性」に関する法規制	(1) 最低資本の額 (投資法第9条、投資法施行令第10条、顧問業法第27条及び顧問業法施行規則第27条の2) (2) 資産の健全性 (投資法第42条第1項第1号本文)	
	7-1 投資法の規制 (「業務」関連)	(1) 業務の方法等の変更に係る認可 (投資法第10条の2) (2) 資本の額の増減や商号の変更等の届出 (投資法第10条の3) (3) 主要株主等の届出 (投資法第10条の4) (4) 標識の掲示 (投資法第11条及び投資法施行規則第20条) (5) 名義貸しの禁止 (投資法第12条) (6) 取締役の報酬制限 (投資法第13条及び投資法施行規則第22条) (7) 投資信託の募集内容の届出 (投資法第20条) (8) 投資信託の募集内容の変更等の届出 (投資法第29条) (9) 投資信託の募集の届出 (投資法第31条) (10) 投資信託の募集業者が兼業できる業務の範囲 (投資法第34条の10) (11) 投資信託の募集業者の兼業の制限 (投資法第34条の11)	
	7-5 投資法の規制 (「運用」関連)	(1) 特定資産の限定 (投資法第2条) (2) 投資信託の募集に係る行為の制限 (投資法第15条) (3) 同一法人の発行する株式の取得割合 (50%制限) (投資法第16条) (4) 全ての投資信託の募集の全ての指図権限の行使の禁止 (投資法第17条) (5) 議決権等の行使 (投資法第22条) (削除) (6) 投資法人資産運用業に係る行為の制限 (投資法第34条の3) (7) 投資法人から委託された権限の再委託等 (投資法第34条の5) (8) 投資信託の募集及び投資法人資産運用業以外の業務を営む場合の行為の制限 (投資法第34条の12~第34条の15) (9) 自己勘定による自社投資の買付けの禁止 (当初設定時、商品性維持及び余資産運用の場合等を除く。) (投資法第34条の13)	
	7-7 投資信託の募集における禁止行為 (投資法第15条及び投資法施行規則第27条及び31条関係)	(1) 自己 (その取締役等を含む。) と投資信託の募集の間の取引の禁止 (第1項第1号) (2) 投資信託の募集 (現物、先物) 相互間の取引の禁止 (第1項第2号) (3) 投資信託の募集と投資法人間の取引の禁止 (第1項第3号) (4) 第三者の利益目的の正当な根拠を有しない取引の禁止 (第1項第4号) (5) 通常の取引の条件と異なる条件での取引の禁止 (第1項第5号) (6) 受益者以外の者と投資信託の募集の間の利益相反 (第1項第6号)	

(現 行)

(改 定 後)

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(7) 他人からの不当な制限、拘束を受けた取引の禁止 (第1項第6号) (8) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の取引禁止 (第1項第6号) (9) 取引指図函における投資言明財産の特定禁止 (第1項第6号) (10) 評価額の純資産総額の50%を超える場合の先物取引禁止 (第1項第6号) (11) 監査役等、役職者又は使用人と投資言明財産の取引禁止 (第1項第6号) (12) 利害関係人等の顧客等と投資言明財産間の利益相反 (第2項第1号) (13) 利害関係人等と投資言明財産間の利益相反 (第2項第2号) (14) 利害関係人等の利益を図る不必要な取引禁止 (第2項第3号) (15) 実勢を反映しない作為的取引禁止 (利害関係人等が受主幹事) (第2項第4号) (16) 利害関係人等である証券会社との取引(募集取得)禁止(第2項第4号) (新設) (新設) (新設) (新設)	
7-8	投資法人資産運用に関する禁止行為 (投資法第34条の3及び投資法第52条及び第53条関係)	(1) 契約の締結又は拘束に関し、偽り等の禁止 (第1項第1号) (2) 契約の締結に際し、損失補填の約束の禁止 (第1項第2号) (3) 契約の締結に際し、利益供与の約束の禁止 (第1項第3号) (4) 損失補填、利益供与の禁止 (第1項第4号) (5) 投資法人相互間の取引禁止 (第1項第5号) (6) 第三者利益目的の正当な根拠を有しない取引禁止 (第1項第6号) (7) 通常の取引と異なる条件での取引禁止 (第1項第7号) (8) 書面の交付を行わずに契約の重要な部分の変更禁止 (第1項第8号) (9) 投資法人以外の者と投資法人間の利益相反 (第1項第8号) (10) 他人からの不当な制限、拘束を受けた取引の禁止 (第1項第8号) (11) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の取引禁止 (第1項第8号) (12) 証券取引行為を行う場合の双方代理の禁止 (第1項第8号) (13) 利害関係人等の顧客等と投資法人間の利益相反 (第2項第1号) (14) 利害関係人等と投資言明財産間の利益相反 (第2項第2号) (15) 利害関係人等の利益を図る不必要な取引禁止 (第2項第3号) (16) 実勢を反映しない作為的取引禁止 (利害関係人等が受主幹事) (第2項第4号)	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(7) 他人からの不当な制限、拘束を受けた取引の禁止 (第1項第6号) (8) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の取引禁止 (第1項第6号) (9) 取引指図函における投資言明財産の特定禁止 (第1項第6号) (10) 評価額の純資産総額の50%を超える場合の先物取引禁止 (第1項第6号) (11) 監査役等、役職者又は使用人と投資言明財産の取引禁止 (第1項第6号) (12) 利害関係人等の顧客等と投資言明財産間の利益相反 (第2項第1号) (13) 利害関係人等と投資言明財産間の利益相反 (第2項第2号) (14) 利害関係人等の利益を図る不必要な取引禁止 (第2項第3号) (15) 実勢を反映しない作為的取引禁止 (利害関係人等が受主幹事) (第2項第4号) (16) 利害関係人等である証券会社との取引(募集取得)禁止(第2項第5号) (17) 利害関係人等の不動産特定共同事業者の要請による投資法人資産による <u>不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資等の取得(募集取得)禁止(第2項第5号)</u> (18) 利害関係人等の匿名組合営業者の要請による投資法人資産による匿名組 <u>合契約に係る匿名組合出資等の取得(募集取得)禁止(第2項第5号)</u> (19) 利害関係人等の言明業者等の要請による投資法人の資産による言明契約 <u>に係る受益権の取得(募集取得)禁止(第2項第5号)</u> (20) 利害関係人等の業務執行組合員との募集取引の禁止 (第2項第5号)	
7-8	投資法人資産運用に関する禁止行為 (投資法第34条の3及び投資法第52条及び第53条関係)	(1) 契約の締結又は拘束に関し、偽り等の禁止 (第1項第1号) (2) 契約の締結に際し、損失補填の約束の禁止 (第1項第2号) (3) 契約の締結に際し、利益供与の約束の禁止 (第1項第3号) (4) 損失補填、利益供与の禁止 (第1項第4号) (5) 投資法人相互間の取引禁止 (第1項第5号) (6) 第三者利益目的の正当な根拠を有しない取引禁止 (第1項第6号) (7) 通常の取引と異なる条件での取引禁止 (第1項第7号) (8) 書面の交付を行わずに契約の重要な部分の変更禁止 (第1項第8号) (9) 投資法人以外の者と投資法人間の利益相反 (第1項第8号) (10) 他人からの不当な制限、拘束を受けた取引の禁止 (第1項第8号) (11) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の取引禁止 (第1項第8号) (12) 証券取引行為を行う場合の双方代理の禁止 (第1項第8号) (13) 利害関係人等の顧客等と投資法人間の利益相反 (第2項第1号) (14) 利害関係人等と投資言明財産間の利益相反 (第2項第2号) (15) 利害関係人等の利益を図る不必要な取引禁止 (第2項第3号) (16) 実勢を反映しない作為的取引禁止 (利害関係人等が受主幹事) (第2項第4号)	

(現 行)

(改 定 後)

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(17) 利害関係人等である証券会社との取引（募集取得）禁止（第21項第5号） (18) 利害関係人等の不動産等共同事業者の要請による投資法人資産による不動産等共同事業者等に対する匿名組合出資特分の取得（募集取得）禁止（第21項第5号） (19) 利害関係人等の匿名組合営業者の要請による投資法人資産による匿名組合等に対する匿名組合出資特分の取得（募集取得）禁止（第21項第5号） (20) 利害関係人等の信託会社等の要請による投資法人の資産による信託契約に係る受益権の取得（募集取得）禁止（第21項第5号） <u>（新設）</u>	
8-1	投資一任契約に関する規制 （「業務」関連）	(1) 変更の届出（信託業法第8条） (2) 廃業等の届出等（信託業法第9条） (3) 標識の掲示（信託業法第11条） (4) 名義貸しの禁止（信託業法第12条） (5) 認可の条件（信託業法第25条） (6) 禁止行為（信託業法第30条の3） (7) 業務の範囲等（信託業法第23条） (8) 投資信託等業務を営む場合の禁止行為（信託業法第31条の2及び第31条の3） (9) 業務の内容及び方法の変更の認可（信託業法第28条） (10) 投資一任契約に係る業務の廃止等の届出（信託業法第29条） (11) 取締役の兼職の制限（信託業法第30条） (12) 顧客から一任された投資判断等の再委任（信託業法第30条の4） (13) 兼業の制限等（信託業法第31条）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(17) 利害関係人等である証券会社等との取引（募集取得）禁止（第21項第5号） (18) 利害関係人等の不動産等共同事業者の要請による投資法人資産による不動産等共同事業者等に対する匿名組合出資特分の取得（募集取得）禁止（第21項第5号） (19) 利害関係人等の匿名組合営業者の要請による投資法人資産による匿名組合等に対する匿名組合出資特分の取得（募集取得）禁止（第21項第5号） (20) 利害関係人等の信託業者等の要請による投資法人の資産による信託契約に係る受益権の取得（募集取得）禁止（第21項第5号） <u>註 利害関係人等の業務執行組合員との募集取引の禁止（第21項第5号）</u>	
8-1	投資一任契約に関する規制 （「業務」関連）	(1) 変更の届出（信託業法第8条） (2) 廃業等の届出等（信託業法第9条） (3) 標識の掲示（信託業法第11条） (4) 名義貸しの禁止（信託業法第12条） (5) 認可の条件（信託業法第25条） (6) 禁止行為（信託業法第30条の3） (7) 業務の範囲等（信託業法第23条） (8) 投資信託等業務を営む場合の禁止行為（信託業法第31条の4及び第31条の5） (9) 業務の内容及び方法の変更の認可（信託業法第28条） (10) 投資一任契約に係る業務の廃止等の届出（信託業法第29条） (11) 取締役の兼職の制限（信託業法第30条） (12) 顧客から一任された投資判断等の再委任（信託業法第30条の4） (13) 兼業の制限等（信託業法第31条）	

ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の把握調査用チェックリスト

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考																											
1. ディスクロージャーに対する取締役の認識及び取締役会の役割	1. 取締役のディスクロージャーに対する理解及び認識	<p>(1) 取締役は、ディスクロージャー資料が顧客の投資判断を決定する基礎であることを理解したうえで、当該資料の重要性を認識しているか。</p> <p>(2) 取締役はディスクロージャーに係る下記の法令上の規制を理解しているか。</p> <p>【証券法上の規制】</p> <p>① 有価証券届出書（訂正届出書を含む。）、特定募集等に関する説明書の作成・提出（証券法第4条～第7条）</p> <p>② 目論見書（届出目論見書、届出反目論見書、要約反目論見書）の作成・交付（証券法第13条及び第15条）</p> <p>③ 有価証券報告書（半期報告書、臨時報告書を含む。）の提出（証券法第24条）</p> <p>④ 有価証券届出書及び有価証券報告書の総覧（証券法第25条）</p> <p>【投資法上の規制】</p> <p>① 投資言保條款の内容を記載した書面の交付（投資法第26条）</p> <p>② 利益相反がある場合の受益者への書面の交付（投資法第28条）</p> <p>③ 投資言保條款の変更内容を記載した書面の交付等（投資法第30条）</p> <p>④ 投資言保條款の解約を記載した書面の交付等（投資法第32条）</p> <p>⑤ 運用報告書の作成及び交付（投資法第33条）</p> <p>⑥ 書面の交付を行わずに、契約の重要な部分の変更禁止（投資法第34条の3第1項第8号及び投資法施行規則第52条）</p> <p>⑦ 契約を締結している投資法人等に対する書面の交付（投資法第34条の6）</p> <p>⑧ 広告等の規制及び契約締結前・契約締結時の書面の交付（投資法第34条の7による顧問業法第13条、第14条及び第15条の準用）</p> <p>⑨ 営業報告書の提出（投資法第37条）</p> <p>【証券法・投資法上のディスクロージャー】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開示書類</th> <th>公募投資</th> <th>一般公募</th> <th>プロ私募</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発行開示</td> <td>有価証券届出書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証券法</td> </tr> <tr> <td>有価証券説明書</td> <td>不 要</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>証券法</td> </tr> <tr> <td>目論見書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証券法</td> </tr> <tr> <td>投資言保條款の内</td> <td>必 要</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>投資法</td> </tr> </tbody> </table>	区分	開示書類	公募投資	一般公募	プロ私募	根拠法	発行開示	有価証券届出書	必 要	不 要	不 要	証券法	有価証券説明書	不 要	必 要	不 要	証券法	目論見書	必 要	不 要	不 要	証券法	投資言保條款の内	必 要	必 要	不 要	投資法	
区分	開示書類	公募投資	一般公募	プロ私募	根拠法																									
発行開示	有価証券届出書	必 要	不 要	不 要	証券法																									
	有価証券説明書	不 要	必 要	不 要	証券法																									
	目論見書	必 要	不 要	不 要	証券法																									
	投資言保條款の内	必 要	必 要	不 要	投資法																									

ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の把握調査用チェックリスト

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考																											
1. ディスクロージャーに対する取締役の認識及び取締役会の役割	1. 取締役のディスクロージャーに対する理解及び認識	<p>(1) 取締役は、ディスクロージャー資料が顧客の投資判断を決定する基礎であることを理解したうえで、当該資料の重要性を認識しているか。</p> <p>(2) 取締役はディスクロージャーに係る下記の法令上の規制を理解しているか。</p> <p>【証券法上の規制】</p> <p>① 有価証券届出書（訂正届出書を含む。）、特定募集等に関する説明書の作成・提出（証券法第4条～第7条）</p> <p>② 目論見書（届出目論見書、届出反目論見書、要約反目論見書）の作成・交付（証券法第13条及び第15条）</p> <p>③ 有価証券報告書（半期報告書、臨時報告書を含む。）の提出（証券法第24条）</p> <p>④ 有価証券届出書及び有価証券報告書の総覧（証券法第25条）</p> <p>【投資法上の規制】</p> <p>① 投資言保條款の内容を記載した書面の交付（投資法第26条）</p> <p>② 利益相反がある場合の受益者への書面の交付（投資法第28条）</p> <p>③ 投資言保條款の変更内容を記載した書面の交付等（投資法第30条）</p> <p>④ 投資言保條款の解約を記載した書面の交付等（投資法第32条）</p> <p>⑤ 運用報告書の作成及び交付（投資法第33条）</p> <p>⑥ 書面の交付を行わずに、契約の重要な部分の変更禁止（投資法第34条の3第1項第8号及び投資法施行規則第52条）</p> <p>⑦ 契約を締結している投資法人等に対する書面の交付（投資法第34条の6）</p> <p>⑧ 広告等の規制及び契約締結前・契約締結時の書面の交付（投資法第34条の7による顧問業法第13条、第14条及び第15条の準用）</p> <p>⑨ 営業報告書の提出（投資法第37条）</p> <p>【証券法・投資法上のディスクロージャー】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開示書類</th> <th>公募投資</th> <th>一般公募</th> <th>プロ私募</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発行開示</td> <td>有価証券届出書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証券法</td> </tr> <tr> <td>有価証券説明書</td> <td>不 要</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>証券法</td> </tr> <tr> <td>目論見書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証券法</td> </tr> <tr> <td>投資言保條款の内</td> <td>必 要</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>投資法</td> </tr> </tbody> </table>	区分	開示書類	公募投資	一般公募	プロ私募	根拠法	発行開示	有価証券届出書	必 要	不 要	不 要	証券法	有価証券説明書	不 要	必 要	不 要	証券法	目論見書	必 要	不 要	不 要	証券法	投資言保條款の内	必 要	必 要	不 要	投資法	
区分	開示書類	公募投資	一般公募	プロ私募	根拠法																									
発行開示	有価証券届出書	必 要	不 要	不 要	証券法																									
	有価証券説明書	不 要	必 要	不 要	証券法																									
	目論見書	必 要	不 要	不 要	証券法																									
	投資言保條款の内	必 要	必 要	不 要	投資法																									

(現 行)

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考																								
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>容の交付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>継続開示</td> <td>有価証券報告書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半期報告書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運用報告書</td> <td>必 要</td> <td>必 要</td> <td>必要(注)</td> <td>投言法</td> </tr> </table> <p>※有価証券取引書は発行額が1億円以上の場合</p> <p>【顧問業法上の規制】</p> <p>① 登録申請書並びに登録申請事項に係る変更届出書の提出及び納税（顧問業法第5条及び第8条）</p> <p>② 広告等の規制（顧問業法第33条により準用する第13条）</p> <p>③ 契約締結前の書面の交付（顧問業法第33条により準用する第14条）</p> <p>④ 契約締結時の書面の交付（顧問業法第33条により準用する第15条）</p> <p>⑤ 契約締結時の書面に準ずる書面の交付（顧問業法第30条の3）</p> <p>⑥ 契約を締結している顧客に対する書面の交付（顧問業法第33条により準用する第16条）</p> <p>⑦ 営業報告書の提出（顧問業法第35条）</p> <p>⑧ 報告書の交付（顧問業法第32条）</p> <p>【金融商品販売法上の規制】</p> <p>① 金融商品販売業者等の説明義務（金販法第3条）</p> <p>② 勧誘方針の策定等（金販法第8条）</p> <p>【証券法】</p> <p>① 「投資言明協会 広告・宣伝及び景品類の提供に関する基準」</p> <p>② 「投資言明協会 目論見書の作成に当たってのガイドライン」</p> <p>③ 「日本証券投資顧問業協会 広告、勧誘等に関する自主規制基準」</p> <p>④ 「日本証券投資顧問業協会 自己設定投資を顧客資産に組み入れる場合の開示項目等（業務運営に当たり留意すべき基準について）」</p> <p>⑤ 「日本証券業協会 広告及び景品類の提供に関する規則（公正慣習規則第7号）」</p>		容の交付					継続開示	有価証券報告書	必 要	不 要	不 要	証取法		半期報告書	必 要	不 要	不 要	証取法		運用報告書	必 要	必 要	必要(注)	投言法	<p>(注)プロ私募であって、投資言明協会の交付しなく旨を定めた場合は交付不要（投言法第33条第1項）</p>
	容の交付																										
継続開示	有価証券報告書	必 要	不 要	不 要	証取法																						
	半期報告書	必 要	不 要	不 要	証取法																						
	運用報告書	必 要	必 要	必要(注)	投言法																						
II. 適切なディスクロージャー	6. 広告・宣伝	<p>(1) 投資言明の広告に当たり、広告に関する<u>担当者（広告責任者）</u>を定め<u>投資言明協会（日本証券業協会）</u>に届出しているか。また、営業部門単位又は従業員限りで広告を行う場合にも、<u>広告責任者</u>がチェックしているか。</p> <p>(2) 広告宣伝は自主規制機関の定める規則に則って行われていることを検証</p>																									

(改 定 後)

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考																								
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>容の交付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>継続開示</td> <td>有価証券報告書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半期報告書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運用報告書</td> <td>必 要</td> <td>必 要</td> <td>必要(注)</td> <td>投言法</td> </tr> </table> <p>※有価証券取引書は発行額が1億円以上の場合</p> <p>【顧問業法上の規制】</p> <p>① 登録申請書並びに登録申請事項に係る変更届出書の提出及び納税（顧問業法第5条、第8条及び第8条）</p> <p>② 広告等の規制（顧問業法第33条により準用する第13条）</p> <p>③ 契約締結前の書面の交付（顧問業法第33条により準用する第14条）</p> <p>④ 契約締結時の書面の交付（顧問業法第33条により準用する第15条）</p> <p><u>（ 削除 ）</u></p> <p>⑤ 契約を締結している顧客に対する書面の交付（顧問業法第33条により準用する第16条）</p> <p>⑥ 営業報告書の提出（顧問業法第35条）</p> <p>⑦ 報告書の交付（顧問業法第32条）</p> <p>【金融商品販売法上の規制】</p> <p>① 金融商品販売業者等の説明義務（金販法第3条）</p> <p>② 勧誘方針の策定等（金販法第8条）</p> <p>【証券法】</p> <p>① 「投資言明協会 広告等及び景品類の提供に関する規則」</p> <p>② 「投資言明協会 目論見書の作成に当たってのガイドライン」</p> <p>③ 「日本証券投資顧問業協会 広告、勧誘等に関する自主規制基準」</p> <p>④ 「日本証券投資顧問業協会 自己設定投資を顧客資産に組み入れる場合の開示項目等（業務運営に当たり留意すべき基準について）」</p> <p>⑤ 「日本証券業協会 広告等及び景品類の提供に関する規則（公正慣習規則第7号）」</p>		容の交付					継続開示	有価証券報告書	必 要	不 要	不 要	証取法		半期報告書	必 要	不 要	不 要	証取法		運用報告書	必 要	必 要	必要(注)	投言法	<p>(注)プロ私募であって、投資言明協会の交付しなく旨を定めた場合は交付不要（投言法第33条第1項）</p>
	容の交付																										
継続開示	有価証券報告書	必 要	不 要	不 要	証取法																						
	半期報告書	必 要	不 要	不 要	証取法																						
	運用報告書	必 要	必 要	必要(注)	投言法																						
II. 適切なディスクロージャー	6. 広告	<p>(1) 投資言明の広告に当たり、<u>広告の審査を行う担当者（広告 審査担当者）</u>を定めているか。また、営業部門単位又は従業員限りで広告を行う場合にも、<u>広告審査担当者</u>がチェックしているか。</p> <p>(2) 広告宣伝は自主規制機関の定める規則に則って行われていることを検証するとともに、<u>当該規則</u>に抵触するおそれがある場合は事前に<u>広告審査</u></p>																									

(現 行)

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>するとともに、当該規則に抵触するおそれがある場合には事前に<u>広告責任者</u>等に照会しているか。</p> <p>(3) 特に、投資家に対し預金等ではないこと、預金保険の対象とならないこと、元本保証がないこと及び運用成績等について誤解を生じさせないようになるとともに、利回り等に係る断定的な判断を提供していないことを検証しているか。</p>	

(改 定 後)

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p><u>担当者</u>等に照会しているか。</p> <p>(3) 特に、投資家に対し預金等ではないこと、預金保険の対象とならないこと、元本保証がないこと及び運用成績等について誤解を生じさせないようになるとともに、利回り等に係る断定的な判断を提供していないことを検証しているか。</p>	

(現 行)

(改 定 後)

直接募集に関する法令等遵守態勢の確証検査用チェックリスト

直接募集に関する法令等遵守態勢の確証検査用チェックリスト

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
V. 証券法の規制	1. 「勧誘行為」に関する主な法規制	(1) 顧客に対する誠実義務 (証券法第33条) (2) 禁止行為 (証券法第42条) ① 直接募集における不当勧誘行為 (断定的判断の提供及び取引一任勘定取引等 (証券法第42条第1項第1号、第5号及び第6号)) ② 直接募集において虚偽表示又は重大な事項につき誤解を生じさせる行為 (証券法第42条第1項第9号及び投資法極付規則第38条第1号) ③ 直接募集において顧客に特別の利益の提供を約して勧誘する行為 (証券法第42条第1項第9号及び投資法極付規則第38条第2号) ④ 損失補てん等の禁止 (証券法第42条の2) (3) 適合性の原則 (証券法第43条) (4) 弊害防止措置 (証券法第45条)	投資法第27条における準用

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
V. 証券法の規制	1. 「勧誘行為」に関する主な法規制	(1) 顧客に対する誠実義務 (証券法第33条) (2) 禁止行為 (証券法第42条) ① 直接募集における不当勧誘行為 (断定的判断の提供及び取引一任勘定取引等 (証券法第42条第1項第1号、第5号及び第6号)) ② 直接募集において虚偽表示又は重大な事項につき誤解を生じさせる行為 (証券法第42条第1項第10号及び投資法極付規則第38条第1号) ③ 直接募集において顧客に特別の利益の提供を約して勧誘する行為 (証券法第42条第1項第10号及び投資法極付規則第38条第2号) ④ 損失補てん等の禁止 (証券法第42条の2) (3) 適合性の原則 (証券法第43条) (4) 弊害防止措置 (証券法第45条)	投資法第27条における準用

(現 行)

(改 定 後)

運用の適正性を確保のための態勢（運用管理態勢）の確信調査用チェックリスト

運用の適正性を確保のための態勢（運用管理態勢）の確信調査用チェックリスト

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
III. 具体的な運用管理のチェックポイント	3. 発主先の選定及び利益相反の防止	<p>(1) 系列・友好関係にある証券会社であっても、発主先証券会社の選定は社内で策定した選定基準を準拠して決定されているか。また、安易に証券会社の受益証券の販売額に応じた発主となっていないか。</p> <p>(2) 発主先証券会社を選定する場合等において、投言・投資一任業者が当該証券会社から特別な利益提供を受けていないか。</p> <p>(3) 系列・友好関係にある証券会社の収益予算達成のために、リバランス（入替）等を行っていないか。</p> <p>(4) 証券会社への発主先からみて、売買回率の<u>高</u>場合は経済合理性の乏し、<u>短期の回売</u>や<u>不必要な売買</u>が行われていないか。また、<u>売買回率が高</u>場合においてその原因が問題でないか。</p>	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
III. 具体的な運用管理のチェックポイント	3. 発主先の選定及び利益相反の防止	<p>(1) 系列・友好関係にある証券会社であっても、発主先証券会社の選定は社内で策定した選定基準を準拠して決定されているか。また、安易に証券会社の受益証券の販売額に応じた発主となっていないか。</p> <p>(2) 発主先証券会社を選定する場合等において、投言・投資一任業者が当該証券会社から特別な利益提供を受けていないか。</p> <p>(3) 系列・友好関係にある証券会社の収益予算達成のために、リバランス（入替）等を行っていないか。</p> <p>(4) 証券会社への発主先からみて、売買回率の<u>高</u>く、<u>経済合理性の乏</u>し、<u>短期の回売</u>や<u>不必要な売買</u>が行われていないか。また、<u>売買回率が高</u>場合においてその原因が問題でないか。</p>	

(現 行)

第二編 投資法人

法令等遵守態勢の新規調査用チェックリスト

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 法令等遵守体制の整備・確立状況	4 法令遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	<p>基本となる方針等の存在チェック</p> <p>① コンプライアンスに関して、執行役員が誠実に取り組んでいるか。</p> <p>② 「法令等遵守（コンプライアンス）」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、役員会において決定し、例えば、役員や業務委託先に対して下記【参考】とともに周知徹底しているか。</p> <p>③ 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>④ 基本となる方針は、単に倫理規程にとまらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。</p> <p>【参考】 「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」 投資言協会 業務規程 投資言協会 部会申し合せ・運用に関する事項 投資言協会 不動産の投資言及び不動産投資法人に関する規則</p>	
III. 投資法人とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1-5 「経理」に関する主な法規制	<p>(1) 純資産の額の維持義務等（投資法第67条第4項）</p> <p>(2) 計算書類等の作成等（投資法第129条）</p> <p>(3) 会計監査人の監査報告書（投資法第130条）</p> <p>(4) 計算書類の承認等（投資法第131条）</p> <p>(5) 計算書類等の備置き及び閲覧等（投資法第132条）</p> <p>(6) 資産の評価等（投資法第133条～第135条）</p> <p>(7) 金銭の分配（投資法第136条及び137条）</p> <p>(8) 投資主の帳簿閲覧権等（投資法第138条）</p> <p>(9) 業務に関する帳簿書類（投資法第211条）</p> <p>(10) 営業報告書の提出（投資法第212条）</p> <p>(11) 純資産の額が基準資産額を下回る場合の通告等（投資法第215条）</p> <p>(12) 自己投資口の取得及び買受けの制限（投資法第30条） <u>（投資言定款 第13条）</u> 【参考 投資言財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細書並びに合併報告書に関する規則】</p>	
	1-6 「運用」に関する主な法規制	<p>(1) 資産の運用の範囲（投資法第193条～第195条）</p>	

(改 定 後)

第二編 投資法人

法令等遵守態勢の新規調査用チェックリスト

項目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 法令等遵守体制の整備・確立状況	4 法令遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	<p>基本となる方針等の存在チェック</p> <p>① コンプライアンスに関して、執行役員が誠実に取り組んでいるか。</p> <p>② 「法令等遵守（コンプライアンス）」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、役員会において決定し、例えば、役員や業務委託先に対して下記【参考】とともに周知徹底しているか。</p> <p>③ 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>④ 基本となる方針は、単に倫理規程にとまらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。</p> <p>【参考】 「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」 投資言協会 業務規程 投資言協会 投資言等の運用に関する規則 投資言協会 不動産の投資言及び不動産投資法人に関する規則</p>	
III. 投資法人とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1-5 「経理」に関する主な法規制	<p>(1) 純資産の額の維持義務等（投資法第67条第4項）</p> <p>(2) 計算書類等の作成等（投資法第129条）</p> <p>(3) 会計監査人の監査報告書（投資法第130条）</p> <p>(4) 計算書類の承認等（投資法第131条）</p> <p>(5) 計算書類等の備置き及び閲覧等（投資法第132条）</p> <p>(6) 資産の評価等（投資法第133条及び第135条）</p> <p>(7) 金銭の分配（投資法第136条及び137条）</p> <p>(8) 投資主の帳簿閲覧権等（投資法第138条）</p> <p>(9) 業務に関する帳簿書類（投資法第211条）</p> <p>(10) 営業報告書の提出（投資法第212条）</p> <p>(11) 純資産の額が基準資産額を下回る場合の通告等（投資法第215条）</p> <p>(12) 自己投資口の取得及び買受けの制限（投資法第30条） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p>	
	1-6 「運用」に関する主な法規制	<p>(1) 資産の運用の範囲（投資法第193条～第195条）</p>	

(現 行)

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(2) 投資信託業者への資産の運用に係る業務の委託(投資法第198条) (3) 利害関係を有する投資信託業者等への委託の禁止(投資法第200条) (4) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約 (投資法第206条～第207条)	
3. 主な商法特用規定 3-1 商業帳簿及び権利能力の制限 (投資法第65条)		(1) 会社帳簿における記載事項等(商法第33条第1項、第2項及び第34条第2号) (2) 権利能力の制限(商法第55条)	
3-7 会社の計算(投資法第139条)		(1) 流動資産、金銭債権の評価(商法第285条ノ2及び第285条ノ4) (2) 繰上資産の処理(商法第286条ノ5及び第287条) (3) 利益剰当の制限(商法第293条本文) (4) 株主の検査役の選任(商法第294条) (5) 利益供与の禁止(商法第294条ノ2)	
4. 株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律の準用(投資法第119条)		(1) 会計監査人の選任・解任 (商法特別法第5条及び第6条第1項及び第2項) (2) 会計監査人の権限(商法特別法第7条) (3) 会計監査人の責任(商法特別法第9条～第11条) (4) 定時総会における会計監査人の意見陳述(商法特別法第17条)	

(改 定 後)

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(2) 投資信託業者への資産の運用に係る業務の委託(投資法第198条) (3) 利害関係を有する投資信託業者等への委託の禁止(投資法第200条) (4) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約 (投資法第206条及び第207条)	
3. 主な商法特用規定 3-1 商業帳簿及び権利能力の制限 (投資法第65条)		(1) 会社帳簿における記載事項等(商法第33条) (2) 権利能力の制限(商法第55条)	
3-7 会社の計算(投資法第139条)		(1) 財産評価方法(商法第285条) (削除) (2) 利益剰当の制限(商法第293条本文) (3) 株主の検査役の選任(商法第294条) (4) 利益供与の禁止(商法第295条)	
4. 株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律の準用(投資法第119条)		(1) 会計監査人の選任・解任 (商法特別法第5条及び第6条第1項及び第2項) (2) 会計監査人の権限(商法特別法第7条第1項～第4項) (3) 会計監査人の責任(商法特別法第9条～第11条) (4) 定時総会における会計監査人の意見陳述(商法特別法第17条第2項)	

(現 行)

第三編 投資助言業者

法令等遵守状況の把握調査用チェックリスト

項目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備 考
II. 投資顧問業者とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法務の概要 (投資顧問業者)	(1) 共通 ① 投資言及び投資法人に関する法律 ② 有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律 ③ 証券取引法 ④ 外国証券業者に関する法律 ⑤ 金融商品の販売等に関する法律 ⑥ 消費者契約法 ⑦ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑧ 金融物件取引法 ⑨ 資産の流動化に関する法律 ⑩ 銀行法 ⑪ 保険業法 ⑫ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ⑬ 貸金業の規制に関する法律 ⑭ 抵当証券法 ⑮ 抵当証券業の規制に関する法律 ⑯ 不動産特定共同事業法 ⑰ <u>特定商簿等に係る事業の規制に関する法律</u> ⑱ <u>海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律</u> ⑲ 信託法 ⑳ 信託業法 ㉑ <u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律</u> ㉒ 担保物出賃法 ㉓ 確定拠出年金法 ㉔ 厚生年金保険法 ㉕ 確定給付企業年金法 ㉖ 各種共済組合法 (2) 政令・府令・告示 (3) 日本証券投資顧問業協会の定める諸規則	
	4. 法務の概要 (その他商取引)	(1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 特別背任罪 (商法第486条第1項) ・背任罪 (刑法第247条) ・業務上横	

(改 定 後)

第三編 投資助言業者

法令等遵守状況の把握調査用チェックリスト

項目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備 考
II. 投資顧問業者とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法務の概要 (投資顧問業者)	(1) 共通 ① 投資言及び投資法人に関する法律 ② 有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律 ③ 証券取引法 ④ 外国証券業者に関する法律 ⑤ 金融商品の販売等に関する法律 ⑥ 消費者契約法 ⑦ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑧ 金融物件取引法 ⑨ 資産の流動化に関する法律 ⑩ 銀行法 ⑪ 保険業法 ⑫ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ⑬ 貸金業の規制に関する法律 ⑭ 抵当証券法 ⑮ 抵当証券業の規制に関する法律 ⑯ 不動産特定共同事業法 (削除) ⑰ <u>海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律</u> ⑲ 信託法 ⑲ 信託業法 ㉑ <u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律</u> ㉒ 担保物出賃法 ㉓ 確定拠出年金法 ㉔ 厚生年金保険法 ㉕ 確定給付企業年金法 ㉖ 各種共済組合法 (2) 政令・府令・告示 (3) 日本証券投資顧問業協会の定める諸規則	
	4. 法務の概要 (その他商取引)	(1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 特別背任罪 (商法第486条第1項) ・背任罪 (刑法第247条) ・業務上横	

(現 行)

項 目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備 考
6-1	投資顧問契約に関する規制 (「業務」関連)	<p>罰罪 (刑法第253条)</p> <p>(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 投資判断の一任等の禁止 (顧問業法第3条)</p> <p>(2) 登録の申請 (顧問業法第5条)</p> <p>(3) 変更の届出 (顧問業法第8条)</p> <p>(4) 廃業等の届出等 (顧問業法第9条)</p> <p>(5) 標識の掲示 (顧問業法第11条)</p> <p>(6) 名義貸しの禁止 (顧問業法第12条)</p> <p>(7) 禁止行為 (顧問業法第22条)</p> <p>(8) 業務の範囲等 (顧問業法第23条)</p> <p>(9) 投資言任委託業等を営む場合の禁止行為 (顧問業法第23条の2 及び第23条の3)</p>	
6-5	投資顧問契約に関する禁止行為 (顧問業法第22条及び顧問業法施行規則第26条及び第26条の2関係)	<p>(1) 契約の締結又は締結に関し、偽り等の禁止 (第1項第1号)</p> <p>(2) 顧客の勧誘に際し、損失補填の約束の禁止 (第1項第2号)</p> <p>(3) 顧客の勧誘に際し、利益共有の約束の禁止 (第1項第3号)</p> <p>(4) 損失補填、利益共有の禁止 (第1項第4号)</p> <p>(5) 顧客相互間の一定の取引の禁止 (第1項第5号)</p> <p>(6) 第三者利益目的の正当な根拠を有しない取引禁止 (第1項第6号)</p> <p>(7) 通常の取引と異なる条件での取引禁止 (第1項第7号)</p> <p>(8) 書面の交付を行わずに契約の重要な部分の変更禁止 (第1項第8号)</p> <p>(9) 顧客以外の者と顧客間の利益相反 (第1項第8号)</p> <p>(10) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の助言禁止 (第1項第8号)</p> <p>(11) 利害関係人等の投資業者等と顧客間の利益相反 (第2項第1号)</p> <p>(12) 利害関係人等の利益を図る不必要な助言禁止 (第2項第2号)</p> <p>(13) 実勢を反映しない作為的目利達成のための助言の禁止 (利害関係人等が 引受主幹事) (第2項第3号)</p> <p>(新設)</p> <p>(14) 利害関係人等である証券会社等のための助言 (募集取得) 禁止 (第2項第4号)</p>	

(改 定 後)

項 目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備 考
6-1	投資顧問契約に関する規制 (「業務」関連)	<p>罰罪 (刑法第253条)</p> <p>(3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p> <p>(5) 個人情報保護の措置に関する法律</p> <p>(1) 投資判断の一任等の禁止 (顧問業法第3条)</p> <p>(2) 登録の申請 (顧問業法第5条)</p> <p>(3) 変更の届出 (顧問業法第8条)</p> <p>(4) 廃業等の届出等 (顧問業法第9条)</p> <p>(5) 標識の掲示 (顧問業法第11条)</p> <p>(6) 名義貸しの禁止 (顧問業法第12条)</p> <p>(7) 禁止行為 (顧問業法第22条)</p> <p>(8) 業務の範囲等 (顧問業法第23条)</p> <p>(9) 投資言任委託業等を営む場合の禁止行為 (顧問業法第23条の4 及び第23条の5)</p>	
6-5	投資顧問契約に関する禁止行為 (顧問業法第22条及び顧問業法施行規則第26条及び第26条の2関係)	<p>(1) 契約の締結又は締結に関し、偽り等の禁止 (第1項第1号)</p> <p>(2) 顧客の勧誘に際し、損失補填の約束の禁止 (第1項第2号)</p> <p>(3) 顧客の勧誘に際し、利益共有の約束の禁止 (第1項第3号)</p> <p>(4) 損失補填、利益共有の禁止 (第1項第4号)</p> <p>(5) 顧客相互間の一定の取引の禁止 (第1項第5号)</p> <p>(6) 第三者利益目的の正当な根拠を有しない取引禁止 (第1項第6号)</p> <p>(7) 通常の取引と異なる条件での取引禁止 (第1項第7号)</p> <p>(8) 書面の交付を行わずに契約の重要な部分の変更禁止 (第1項第8号)</p> <p>(9) 顧客以外の者と顧客間の利益相反 (第1項第8号)</p> <p>(10) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の助言禁止 (第1項第8号)</p> <p>(11) 利害関係人等の投資業者等と顧客間の利益相反 (第2項第1号)</p> <p>(12) 利害関係人等の利益を図る不必要な助言禁止 (第2項第2号)</p> <p>(13) 実勢を反映しない作為的目利達成のための助言の禁止 (利害関係人等が 引受主幹事) (第2項第3号)</p> <p>(14) 利害関係人等である言任業務を営む金融機関が運用を行う信託口座に係 る受益者のための助言の禁止 (第2項第4号)</p> <p>(15) 利害関係人等である証券会社等のための助言 (募集取得) 禁止 (第2項第5号)</p>	

(現 行)

項 目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備 考
	6-6 投資顧問業者が投資言行業を営む場合の禁止行為 (顧問業法第23条の2及び顧問業法施行規則第20条の6)	投資業務の顧客又は投資法人と顧問業務に係る顧客間の利益相反 (第1号)	
	6-7 投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為 (顧問業法第23条の3及び顧問業法施行規則第20条の6)	(1) 非公開情報に基づき特定顧客の利益を図る助言の禁止 (第1号) (2) 証券業による利益を図る不必要な助言禁止 (第2号) (3) 実勢を反映しない作為的相場形成のための助言の禁止 (利害関係人等が引受主幹事) (第3号) (4) 証券業による募集取得を顧客にさせる助言の禁止 (第4号)	

(改 定 後)

項 目	法令遵守状況のチェック項目	法令遵守状況のチェック項目に係る説明	備 考
	6-6 投資顧問業者が投資言行業を営む場合の禁止行為 (顧問業法第23条の4)	投資業務の顧客又は投資法人と顧問業務に係る顧客間の利益相反 (第1号)	
	6-7 投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為 (顧問業法第23条の5及び顧問業法施行規則第26条の7)	(1) 非公開情報に基づき特定顧客の利益を図る助言の禁止 (第1号) (2) 証券業による利益を図る不必要な助言禁止 (第2号) (3) 実勢を反映しない作為的相場形成のための助言の禁止 (利害関係人等が引受主幹事) (第3号) (4) 証券業による募集取得を顧客にさせる助言の禁止 (第4号)	